

諸外国における取組の現状 関係資料(抄)

平成20年10月14日

環 境 省

諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など

・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
<p><参考>2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 :各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定</p>		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入

(出典)各国政府及びOECD資料

欧州諸国におけるエネルギー税制の主な変遷

イギリス	<p>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。</p>
ドイツ	<p>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p>
オランダ	<p>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。</p>
デンマーク	<p>1992年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。</p>

（出典）各国政府資料及び OECD 資料

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2008年7月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油取引税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電原別従価税 : 0.375〕
イギリス	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	105.74 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 105.74〕	19.51 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 19.51〕	2.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.61〕	5.84 (円/kg) 〔気候変動税 : 5.84〕	0.958 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.958〕
ドイツ	105.37 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 105.37〕	75.73 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 75.73〕	3.95 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.95〕	1.41 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.41〕	6.19 (円/kg) 〔エネルギー税 : 6.19〕	1.980 (円/kWh) 〔電気税 : 1.980〕
フランス	97.71 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 97.71〕	68.97 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 68.97〕	2.68 (円/ℓ) 〔石油産品国内消費税 : 2.68〕	1.42 (円/kg) 〔石炭税 : 1.42〕	3.35 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 3.35〕	-
オランダ	110.93 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 110.93〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	67.14 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 67.14〕	2.08 (円/kg) 〔石炭税 : 2.08〕	38.49~1.96 (円/kg) 〔エネルギー税〕	12.107~0.081 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	100.95 (円/ℓ) 〔液体燃料税 - 基本税 : 92.16 - 付加税 : 7.70 - 戦略備蓄料 : 1.09〕	58.60 (円/ℓ) 〔液体燃料税 - 基本税 : 49.38 - 付加税 : 8.66 - 戦略備蓄料 : 0.56〕	9.71 (円/ℓ) 〔液体燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 9.30 - 戦略備蓄料 : 0.41〕	8.13 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 7.94 - 戦略備蓄料 : 0.19〕	5.20 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 4.99 - 戦略備蓄料 : 0.21〕	0.423 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 0.403 - 戦略備蓄料 : 0.021〕
デンマーク	89.74 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 84.88 CO2 税 : 4.85〕	66.81 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 61.45 CO2 税 : 5.36〕	47.23 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 41.51 CO2 税 : 5.71〕	36.75 (円/kg) 〔石炭税 : 31.95 CO2 税 : 4.80〕	75.98 (円/kg) 〔天然ガス税 : 69.26 CO2 税 : 6.72〕	14.706 (円/kWh) 〔電気税 : 12.722 CO2 税 : 1.984〕
EU 最低税率	57.80 (円/ℓ)	48.62 (円/ℓ)	2.17 (円/ℓ)	0.64 (円/kg)	1.52 (円/kg)	0.081 (円/kWh)

- (注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)
- (注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。
- (注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。
- (注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。
- (注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。
- (注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。
- (注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。
- (注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けをしている。
- (注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。
- (備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ℓ)・0.65(kg/m³)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m³)を用いて単位を揃えている。
- (備考2) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

(2008年7月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油取引税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	45,543 (円) 〔炭化水素油税 : 45,543〕	40,368 (円) 〔炭化水素油税 : 40,368〕	7,200 (円) 〔炭化水素油税 : 7,200〕	1,083 (円) 〔気候変動税 : 1,083〕	1,820 (円) 〔気候変動税 : 1,820〕
ドイツ	45,388 (円) 〔エネルギー税 : 45,388〕	28,915 (円) 〔エネルギー税 : 28,915〕	1,458 (円) 〔エネルギー税 : 1,458〕	587 (円) 〔エネルギー税 : 587〕	1,930 (円) 〔エネルギー税 : 1,930〕
フランス	42,087 (円) 〔石油産品内国消費税 : 42,087〕	26,333 (円) 〔石油産品内国消費税 : 26,333〕	989 (円) 〔石油産品内国消費税 : 989〕	588 (円) 〔石炭税 : 588〕	1,044 (円) 〔天然ガス消費税 : 1,044〕
オランダ	47,780 (円) 〔鉱油税 : 47,780〕	25,632 (円) 〔鉱油税 : 25,632〕	24,777 (円) 〔鉱油税 : 24,777〕	865 (円) 〔石炭税 : 865〕	12,002~610 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	43,481 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 39,694 - 付加税 : 3,315 - 戦略備蓄料 : 472〕	22,374 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : 18,852 - 付加税 : 3,307 - 戦略備蓄料 : 215〕	3,583 (円) 〔液体燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 3,433 - 戦略備蓄料 : 150〕	3,375 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 3,296 - 戦略備蓄料 : 79〕	1,622 (円) 〔電気・特定燃料税 - 基本税 : - - 付加税 : 1,557 - 戦略備蓄料 : 65〕
デンマーク	38,651 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 36,562 CO2税 : 2,089〕	25,506 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 23,460 CO2税 : 2,045〕	17,429 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 15,320 CO2税 : 2,109〕	15,256 (円) 〔石炭税 : 13,263 CO2税 : 1,993〕	23,692 (円) 〔天然ガス税 : 21,598 CO2税 : 2,094〕
EU 最低税率	24,896 (円)	18,563 (円)	802 (円)	267 (円)	474 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てるのが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。この他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり3,220円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり1,984円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル(2008年下半年期適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

<p>(1) 原材料として用いられるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石油化学用ナフサ、鉄鋼原料炭等の原材料は免税 <ul style="list-style-type: none"> 【イギリス 気候変動税】【ドイツ エネルギー税】 【オランダ エネルギー税、石炭税】 【フィンランド 液体燃料税、電気・特定燃料税】 【デンマーク CO2 税】
<p>(2) 大口排出者に対する措置（エネルギー効率改善又はCO2削減目標に係る政府との協定等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2000年歳入法に基づき、鉄鋼、セメント等のエネルギー集約産業において、政府とエネルギーの効率改善又はCO2削減目標に係る気候変動協定（climate change agreement）を締結したセクター等は、80%軽減【イギリス 気候変動税】 事業用に使用する電力が1,000万kWhを超える場合において、エネルギーの効率改善に係る協定を政府と締結し、エネルギー集約事業として指定された場合に免税。【オランダ エネルギー税】 排出量取引制度の対象となっている企業については、課税の対象とならない。対象となっていない企業のうち、法令において列挙されたエネルギー集約的な工程（溶解・濃縮・乾燥等）を有する企業については、まず、税額の18分の13が還付され、さらに、デンマーク・エネルギー庁と自主協定（voluntary agreements）を締結すれば、税額の30分の29まで還付。【デンマーク CO2 税】
<p>(3) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーにより発電された電気は免税 <ul style="list-style-type: none"> 【イギリス 気候変動税】 【ドイツ 電気税】 【デンマーク 電気税】 （フィンランド 電気・特定燃料税は、免税にはならないが、補助金制度が設けられている。） CHP（combined heat and power：電熱併給設備）により発電された電気は免税 <ul style="list-style-type: none"> 【イギリス 気候変動税】 【フィンランド 電気・特定燃料税】 （ドイツについては、CHPで用いられるエネルギー製品について、エネルギー税が免税） 鉄道等で消費される石炭・天然ガス・電気は免税【イギリス 気候変動税】 鉄道等で消費される軽油・天然ガス・電気は免税【デンマーク CO2 税】 温室栽培に使用される軽油・重油は、液体燃料税の一部を還付 <ul style="list-style-type: none"> 【フィンランド 液体燃料税】

参考 EU諸国において、発電用燃料は、免税【イギリス 気候変動税】【ドイツ エネルギー税】【オランダ エネルギー税】【フィンランド 液体燃料税 電気・特定燃料税】【デンマーク CO2 税】。ただし、電気について、我が国よりも高率の税が課されている。

（出典）各国政府資料、EU資料等

（注）上記の「免税」には還付や非課税を含む。